

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

【電子納付の場合】

・事前に「いばらき電子申請・届出サービス」で納付手続きの申込を行い
申し込み後に送信される「申込完了通知メール」に記載の整理番号（12桁）を本用紙の空白に記入すること（納付時期は、書類受付後、審査担当者から指示します）。



記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第5項の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を納めた場合にあつては、この限りでない。